

事例4 精神障害事案（美容師）

○ 労働時間認定のポイント（休憩と手待時間・教育訓練等の時間）

- ・ 所定の休憩以外にも顧客がいない時間帯等の空いた時間に取得していた休憩について、飛び込みの顧客が来店した場合や電話がかかってきた場合には、即時に業務に戻らなければならないものであり、労働からの解放が保障されているものではなかったことから、本事例においては、休憩ではなく、労働時間（手待時間）と判断した。
- ・ 所定労働時間外に行われている練習は、自らの美容技術を磨くものであり、業務との関係性が認められるが、練習を実施するか否かを労働者自らの意思で決定していたこと、使用者が練習内容を指示することがなかったこと、使用者から課題や目標が設定されることはなかったこと、練習しないことによる制裁や不利益な取り扱い等はなかったこと、練習をしなくとも具体的に業務に支障がでることもなかったことから、本事例においては、実質的にみて練習への参加が強制されていなかったと判断し、労働時間には該当しないと評価した。

〇〇 局		〇〇 署		整理番号			
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日 令和 2 年 12 月 24 日	
1. 調査官意見のとおり決定する (令和 年 月 日)				調査官職氏名		厚生労働事務官	
2. 下記事由により再調査を要する。				受付年月日		令和 2 年 7 月 28 日	
-----				請求種別		<input type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()	
労働保険番号		99. 9. 99. 999999-999		事業の種類		美容業	
事業の名称		厚生ビューティ株式会社			労働者数		8 人
事業場の所在地		〒 〇〇 〇〇 〇〇 市		電話		999 (999) 9999	
被災労働者氏名 <small>ふりがな</small>		あさくら みなみ 朝倉 美南		生年月日		平成 9 年 4 月 20 日	性別 男 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 女
職種		美容師 (アシスタント)			雇入年月日		令和元 年 10 月 1 日
請求人氏名 <small>ふりがな</small>		あさくら みなみ 朝倉 美南		続柄 本人			
疾患名及び発病時期		[請求時] 疾患名：うつ病エピソード (F32) 発病日：令和 2 年 6 月頃 (発病時年齢 23 歳) [決定時] 疾患名：うつ病エピソード (F32) 発病日：令和 2 年 6 月頃 (発病時年齢 23 歳)					
現在の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 生存 死亡 (死亡年月日：平成 年 月 日 死亡時年齢 歳)					
請求人の申述		先輩スタイリストに「何回も教えたのに何やってんだ。何回も教えたことができないなんて、バカか。ほんと教えがいがないよな。もう見てやんねーから。やる気がないならやめちまえ。この役立たずが。」と大声で怒鳴られたことが原因で精神障害を発病したと訴えて、労災申請に及んでいる。					
事案の概要 (認定した事実)		請求人は、令和 2 年 5 月頃以降、頭痛、意欲低下、集中力低下、不眠等の症状が出現し、同年 6 月 26 日に山崎心療内科を受診したところ、うつ病エピソードと診断された。 請求人は、教育係のスタイリストから、請求人の人格や人間性を否定するような言動を受けたことが確認された。また、同僚が病気により入院したため、請求人の勤務日数が増え、業務量が増加したことが確認された。 業務以外の出来事及び個体側要因は確認されなかった。					
総合判断		[調査官意見] 本件は、[<input checked="" type="checkbox"/> 業務上] ・ 業務外] と考える。 ----- (理由) 請求人は、令和 2 年 6 月頃、うつ病エピソードを発病したものと認められる。 請求人は、教育係のスタイリストから、人格や人間性を否定するような言動を受けた。これは、具体的出来事の「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」の「中」の具体例に該当する。また、請求人の時間外労働時間数は、発病前 3 か月が 22 時間、発病前 2 か月が 84 時間と増加している。これは、「具体的出来事の仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった」の「中」の具体例に該当する。 複数の出来事の全体評価は、「強」と判断される。 業務以外の出来事及び個体側要因は確認されなかった。 (医学意見書： 専門医 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 部会)					

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	発病時期	令和 2 年 6 月 (頃)
疾患名 (ICD-10 診断ガイド ラインによる)	うつ病エピソード (F32)		

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事 の 評 価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無			
発病前 6 か月間 に起きた精神障 害の発病に関与 したと考えられ る業務による出 来事及び出来事 後の 評 価	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	恒常的な長時間労働の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	具 体 的 出 来 事			心理的負荷の 総合評価の強度
	(上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた) 平均 (I ・ II ・ <input checked="" type="checkbox"/> III) 具体的な内容及び評価： 令和 2 年 5 月頃、請求人は、教育係のスタイリストから電話対応に関して、大声で怒鳴られ、人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない言動を受けたことが認められる。 教育係のスタイリストの当該言動は、反復・継続していない。 以上により、心理的負荷の強度は、「中」と判断する。			弱 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 中 ・ 強
	(類推の有無 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)			
(仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった) 平均 (I ・ <input checked="" type="checkbox"/> II ・ III) 具体的な内容及び評価： アシスタント 1 名が入院し、当該アシスタントが復帰するまでの間、請求人の勤務日数が増えたことが確認された。 発病前 3 か月の時間外労働時間数は 22 時間、発病前 2 か月の時間外労働時間数は 84 時間であり、時間外労働時間数がおおむね 20 時間以上増加し、おおむね 45 時間以上となったことが認められる。 以上により、心理的負荷の強度は、「中」と判断する。			弱 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 中 ・ 強	
(類推の有無 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無)				
() 平均 (I ・ II ・ III) 具体的な内容及び評価：			弱 ・ 中 ・ 強	
(類推の有無 有 ・ 無)				

労働時間の状況 (時間外労働 時間数) 起点：6月16日	発病前1か月 50：00時間	発病前2か月 84：00時間	発病前3か月 22：00時間	発病前4か月 22：00時間	発病前5か月 24：00時間	発病前6か月 20：00時間
複数の出来事の 全体評価	関連しない複数の出来事が認められ、これらの心理的負荷の強度は、いずれも「中」である。出来事の数、内容、時間的近接の程度を考慮すると、複数の出来事は近接しており、また、その内容についても仕事量が増加した結果、時間外労働時間数が84時間となる等一定の強度があることから、全体評価は、「強」と判断する。					
総合評価	弱 中 強					

(3) 業務以外の心理的負荷

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められる					
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具体的出来事					
	(類推の有無 有 ・ 無)					I II III
	(類推の有無 有 ・ 無)					I II III
個 体 側 要 因 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められる					
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	特になし				
	アルコール等依存状況	特になし				
	その他	特になし				

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名		受診期間				病名	
	初診	[山崎心療内科]	[R 2 年	6 月	～	年	月]	[うつ病エピソード]
		[]	[年	月	～	年	月]	[]
		[]	[年	月	～	年	月]	[]
	[]	[年	月	～	年	月]	[]	
年・月	請求人の申述		資料No.	調査結果			資料No.	
R2年 5月	初めて富田さんから大声で怒鳴られ、急に頭痛を感じるようになりましたが、この頭痛は、数日で治まりました。 (請求人)		○					
R2年 6月	頭痛を毎日感じるようになりました。何をしてもやる気が起きなくなりました。仕事に集中できなくなりました。 この頃から毎日眠れなくなりました。 (請求人)		○	仕事のミスがより増えたような気がしました。 (スタイリスト 富田 繁)			○	
				最近寝られないと言っていました。 (アシスタント 真柄 隆)			○	

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事： 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
R2年 5月	<p>うまく電話対応できなかった時に、富田さんが私に「何回も教えたのに何やってんだ。何回も教えたことができないなんて、バカか。ほんと教えがいがないよな。もう見てやんねーから。やる気がないならやめちまえ。この役立たずが。」と怒鳴ったことがありました。</p> <p>富田さんに怒られたのは、この1回でしたが、あまりの言い分にびっくりして、頭の中が真っ白になってしまいました。</p> <p>怒鳴る時、富田さんは、一気に爆発して怒鳴ります。富田さんに怒鳴られたのは、数分間だったと思います。</p> <p>休憩室で怒鳴られたのですが、大きな声だったので、スタッフにもお客様にも丸聞こえだったと思います。</p> <p>大きな声だったので、お店にいたアシスタントの真柄さんにこのやり取りが聞こえていたようで、後で、真柄さんは「気にすることないよ。」と言ってくれました。</p> <p>この日以降、また富田さんに怒鳴られるのではないかと思うと落ち着かなくなり、富田さんとシフトが同じ日は顔を合わせなければならない状況が、嫌で嫌でたまりませんでした。 (請求人)</p>	○	<p>私は朝倉さんの教育係でした。</p> <p>電話対応に関しては、マニュアルがあるのですが、朝倉さんの場合、何度教えても電話対応が上手くできませんでした。</p> <p>私が、朝倉さんに、「バックヤードに電話対応のやり方の紙を貼っておくから、これで覚えて練習してね。覚えたら、教えてね。」という話をしていたのですが、いつまで経っても何も言って来ませんでした。</p> <p>私は、「どういつもりなのだろう？」と思っていました、特に朝倉さんを急かすことはしませんでした。</p> <p>随分月日が経った頃に、朝倉さんが電話に出て、また間違った電話対応をしていたのを見ました。</p> <p>何回も教えたのに、教えたことが全然できていなかったで、頭にきて、自分の感情が制御できず、大声で朝倉さんに怒鳴りつけてしまいました。私が朝倉さんに厳しいことを言ったのは、この1回だけだと思います。私が朝倉さんに言った内容は、朝倉さんが私に言われたと言っているような内容だったと思います。 (スタイリスト 富田 繁)</p> <p>富田さんは、朝倉さんに限らず、私の教育係でもありました。</p> <p>富田さんは、お客さんを大切にする人で、お客さんのことを大切にすることを怠ると情熱的にアシスタントを怒ることはありました。</p> <p>富田さんは、朝倉さんが、電話対応が上手いかず、「もう見てやらないから。やる気がないのなら、やめちまえ。役立たず。」といったようなことを大声で怒鳴っていたことがあったと思います。数分間は朝倉さんを怒鳴っていたと思います。</p> <p>朝倉さんが富田さんに怒られることはあまりなかったと思います。 (アシスタント 真柄 隆)</p>	○
<p>認定事実</p> <p>令和2年5月頃、請求人は、教育係のスタイリストから電話対応に関して、「何回も教えたのに何やってんだ。何回も教えたことができないなんて、バカか。ほんと教えがいがないよな。もう見てやんねーから。やる気がないならやめちまえ。この役立たずが。」と大声で数分間にわたり怒鳴られたことが確認された。</p> <p>当該言動は、人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない言動と認められる。</p>				

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事： 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
R 2 年 4 月 下 旬 ～ 6 月 上 旬	<p>4月頃に、アシスタントの河合さんが病気で入院することになりました。</p> <p>店はぎりぎりの人数で回していましたので、1人欠けたことによって、シフトを穴埋めするため、休日が週2日から週1日になり、働く時間が増えました。</p> <p>仕方がないことなのですが、休日が少なくなった分、負担が増し、疲れました。</p> <p>(請求人)</p>	○	<p>4月頃にアシスタントの1人が急に病気になり、治療のために入院することになり、人が足りなくなりました。</p> <p>その影響で、アシスタントのシフトの休日数を週2日から週1にしました。休日が減った影響で、朝倉さんの労働時間も長くなったと思います。朝倉さんを含め、みんな頑張ってくれました。</p> <p>入院していたアシスタントが戻ってきからは、週2日の休日が確保できています。</p> <p>(店長 魚住 景輔)</p>	○
<p>認定事実</p> <p>令和2年4月にアシスタント1名が入院した。当該アシスタントが復帰するまでの間（4月下旬頃から6月初旬にかけて）請求人の勤務日数が増えたことが確認された。</p> <p>発病前3か月の時間外労働時間数は22時間、発病前2か月の時間外労働時間数は84時間だったことが確認された。</p>				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事： なし				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 ・ 無)
 上記が有の場合その内容

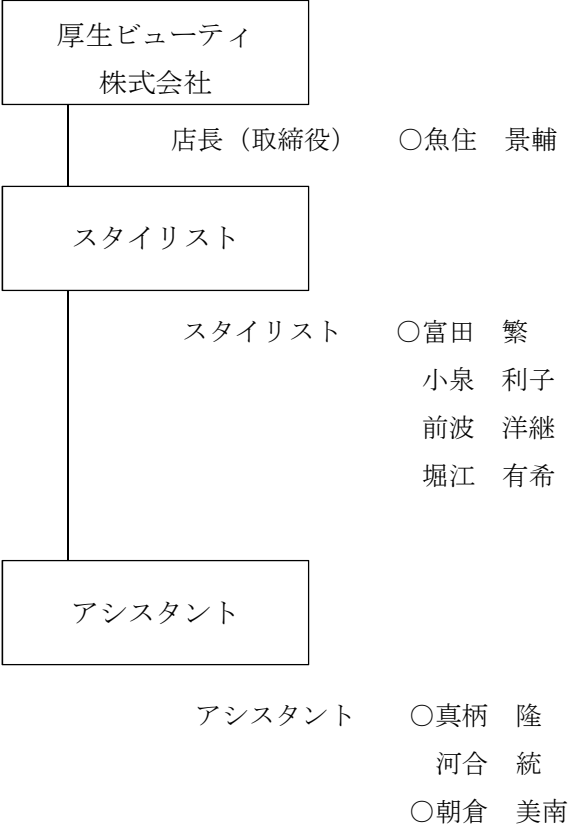
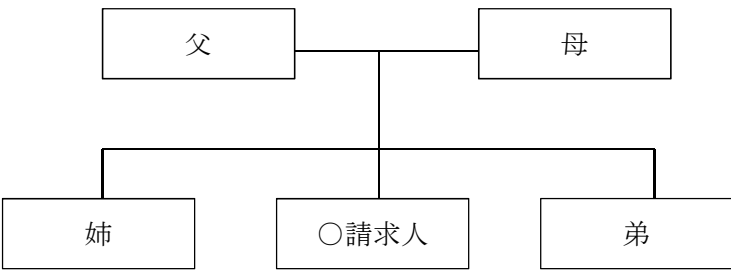
5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書	(概要)	資料No.
<p>[<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無]</p>	<p>(山崎心療内科 医師作成意見書の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 初診年月日 2020年6月26日 2 受診した端緒及び初診時の主訴 2020年6月頃より、仕事上のストレスを契機に不眠、意欲低下などが出現して、本人の希望にて当科初診となった 3 初診時における症状 夜間不眠、食欲低下、集中力低下、抑うつ気分、意欲低下などの抑うつ状態が認められた 4 疾患名及び診断根拠 上記症状が2週間常に存在していた為、うつ病 (F32) と診断した 5 発病時期及び診断根拠 発病時期：2020年6月頃 理由：本人申告による 6 発病原因及び診断根拠 仕事上のストレスを抱えていた事を契機として発症していると判断された 7 治療経過、投薬状況等の治療内容、現在の病状 当科外来において、自宅療養の上、薬物療法を施行し、徐々に軽快が得られつつある 8 精神障害の既往歴 なし 9 他の医療機関受診の有無 なし 10 聴取制限 特になし 11 その他参考となる事項について 記載なし <p style="text-align: right;">診療録等の収集 [<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無]</p>	
<p>産業医意見書</p> <p>[有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>]</p>	<p>(概要)</p>	
<p>専門医意見書</p> <p>(請求人提出)</p> <p>[有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>]</p>	<p>(概要)</p>	

<p style="text-align: center;">部会</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">専門医</p> <p style="text-align: center;">(監督署長依頼) の意見書</p>	<p>(地方労災医員の意見書)</p> <p>1 精神障害の発病について 朝倉美南は、令和元年 10 月に厚生ビューティ株式会社に入社し、美容室のアシスタントとして勤務していた。 朝倉によると、要旨「令和 2 年 5 月頃、先輩スタイリストに「何回も教えたのに何やってんだ。何回も教えたことができないなんて、バカか。ほんと教えがいがないよな。もう見てやんねーから。やる気がないならやめちまえ。この役立たずが。」と大声で怒鳴られた。」と申し立て、労災請求に及んでいる。 朝倉は心身の変調について、要旨「令和 2 年 5 月頃、頭痛を感じたが、数日で治まった。」、令和 2 年 6 月頃、「頭痛を毎日感じるようになった。何をしてもやる気が起きなくなった。仕事に集中できなくなった。毎日眠れなくなった。」と申述している。なお、事業場関係者は、朝倉の心身の変調について、「仕事のミスがより増えたような気がした。」と申述している。 朝倉が令和 2 年 6 月 26 日に受診した山崎心療内科主治医の意見書によれば、受診端緒及び初診時の主訴は「2020 年 6 月頃より、仕事上のストレスを契機に不眠、意欲低下などが出現して、本人の希望にて当科外来初診となった。」、初診時の症状は「夜間不眠、食欲低下、集中力低下、抑うつ気分、意欲低下などの抑うつ状態が認められた。」、疾患名及び診断根拠は「上記症状が 2 週間常に存在していた為、うつ病 (F32) と診断した」、発病時期及び診断根拠は「発病時期：2020 年 6 月頃、理由：本人申告による」、発病原因及び診断根拠「仕事上のストレスを抱えていた事を契機として発症していると判断された。」と記載されている。 以上を踏まえ、朝倉の心身の変調等を ICD-10 の診断ガイドラインに照らし、疾患名及び発病時期について検討すると、令和 2 年 6 月頃より頭痛、不眠、抑うつ気分等が出現し、令和 2 年 6 月 26 日に受診に至った経過から、令和 2 年 6 月頃に F32 の「うつ病エピソード」を発病したものと考えられる。</p> <p>2 業務による心理的負荷の検討等 朝倉の訴えを踏まえ、本件の発病前おおむね 6 か月間における発病に関与したと考えられる業務関連の出来事について、「心理的負荷による精神障害の認定基準」の別表 1 を指標として以下検討する。 署の調査結果によると、令和 2 年 5 月頃、教育係の社員から電話対応に関して、「何回も教えたのに何やってんだ。何回も教えたことができないなんて、バカか。ほんと教えがいがいいよな。もう見てやんねーから。やる気がないならやめちまえ。この役立たずが。」と大声で数分間にわたり怒鳴られたことが確認されている。この出来事の類型は「パワーハラスメント」、具体的出来事は「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」に該当し、人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない精神的な攻撃が行われ、その行為は反復・継続して行われていないことから、心理的負荷の強度は「中」と判断される。 次に、発病前 3 か月から発病前 2 か月にかけて時間外労働時間数が 20 時間以上増加し、1 月当たり 80 時間を超えたことが確認されている。この出来事の類型は「仕事の量・質」、具体的出来事は「仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と判断される。 以上、関連しない複数の出来事の心理的負荷の強度はいずれも「中」である。出来事の数、内容、時間的近接の程度を考慮し検討すると、複数の出来事は近接しており、また、その内容についても仕事量が増加した結果、時間外労働時間数が 84 時間となる等一定の強度があることを踏まえると、全体評価は、「強」と判断する。</p> <p>3 業務以外の心理的負荷及び個体側要因の検討 業務以外の出来事及び個体側要因は特段確認されていない。</p> <p>4 結論 前記 2 及び 3 を勘案し、本件については業務上として処理するのが適当である。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 就業条件等一般的事項

<p>学歴</p>	<p>最終学歴〔中学校・高等学校・大学・大学院・<u>その他（ 専門学校 ）</u>〕 H30年3月 <u>卒業</u>・中退〕</p>	<p>資料No.</p>
<p>職歴 〔直近のものから記載すること。〕</p>	<p>事業場名 〔 厚生ビューティ（株） 〕〔R1年10月1日～ 年 月 日〕〔 美容師 〕 〔モード・インターナショナル（株）〕〔H30年4月1日～令和元年6月30日〕〔 美容師 〕 〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕</p>	
<p>現在の事業場に雇入後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕</p>	<p>配属先 〔 〕〔R1年10月1日～ 年 月 日〕〔 美容師 〕 〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕 〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕 〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日〕〔 〕</p>	
<p>所定労働時間、所定休憩時間、所定休日等 〔当該労働者について記載すること。〕</p>	<p>所定労働時間 〔 〕 〔 1日 ） 10時間 00分 〕 〔 1週間 ） 45時間 04分 〕</p> <p>所定始業時刻： 9時30分 所定終業時刻： 20時30分 所定休憩時刻： 時 分～時 分 （休憩時間 1時間 00分） 所定休日： ①週休1日制 ②週休2日制 ③<u>カレンダー等により指定</u> ④その他</p> <p>〔 特記事項 〕 週2日の休日と月2日の休日をシフトにより作成している。</p> <p>労働時間制度： ①1ヶ月単位の変形労働時間制 ②1年単位の変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤<u>その他</u></p> <p>〔 特記事項 〕 所定労働時間が週44時間を超えている。</p> <p>勤務形態： ①<u>日勤勤務</u> ②交代制（日勤・夜勤） ③3交代制 ④その他</p> <p>〔 特記事項 〕</p> <p>雇用形態： ①<u>正規職員・従業員</u> ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他</p> <p>出退勤の管理の状況： ①<u>タイムカード</u> ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他</p> <p>〔 特記事項 〕</p> <p>その他特記事項： 〔 〕</p>	

<p>当該労働者の 日常業務</p> <p>(具体的に記載 すること。)</p>	<p>アシスタントである。 具体的な業務内容は、掃除、片付け、準備作業などのほか、顧客のシャンプーやカラーの補助を担当していた。</p>	<p>資料No.</p>
<p>事業場(所属部署)内 における当該労働者 の位置づけ</p> <p>(組織図により表 すと共に聴取実 施者には○印を 付記すること。)</p>	 <p>厚生ビューティ 株式会社</p> <p>店長 (取締役) ○魚住 景輔</p> <p>スタイリスト</p> <p>スタイリスト ○富田 繁 小泉 利子 前波 洋継 堀江 有希</p> <p>アシスタント</p> <p>アシスタント ○真柄 隆 河合 統 ○朝倉 美南</p>	
<p>事業場以外にお ける当該労働者 との関連図 (家族・友人等)</p> <p>(組織図により表 すと共に聴取実 施者には○印を 付記すること。)</p>	 <p>父</p> <p>母</p> <p>姉</p> <p>○請求人</p> <p>弟</p>	

7 労働時間を認定した根拠

資料No.

(労働時間の把握方法)

- | | | |
|-----------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> タイムカード | <input type="checkbox"/> 出勤簿・業務日報等 | <input type="checkbox"/> 施錠記録・警備記録等 |
| <input type="checkbox"/> 本人の申告 | <input type="checkbox"/> 管理者による確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 上司・同僚からの聴取 |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他 (予約表) | | |

(労働時間の推計方法)

「朝倉美南事案にかかる労働時間推計に当たっての聴取等の整理表」の「本件における判断」のとおり。

労働時間集計表 (6月16日 ~ 5月18日)

(発病前(1)か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
6 / 16 (火)	~			①	⑥ = ① - 40
6 / 15 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	50:00	10:00
6 / 14 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
6 / 13 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
6 / 12 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
6 / 11 (木)	~				
6 / 10 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
6 / 9 (火)	~			②	⑦ = ② - 40
6 / 8 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	40:00	0:00
6 / 7 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
6 / 6 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
6 / 5 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
6 / 4 (木)	~				
6 / 3 (水)	~				
6 / 2 (火)	~			③	⑧ = ③ - 40
6 / 1 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	60:00	20:00
5 / 31 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 30 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 29 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 28 (木)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 27 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 26 (火)	~			④	⑨ = ④ - 40
5 / 25 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	50:00	10:00
5 / 24 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 23 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 22 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 21 (木)	~				
5 / 20 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 19 (火)	~			⑤	⑩ = ⑤ - 0)
5 / 18 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	10:00	10:00
合 計		231:00		①~⑤	⑥~⑩
				210:00	50:00

労働時間集計表 (5月17日 ~ 4月18日)

(発病前 (2) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
5 / 17 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	① 60:00	⑥ = ① - 40 20:00
5 / 16 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 15 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 14 (木)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 13 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 12 (火)	~				
5 / 11 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 10 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	② 60:00	⑦ = ② - 40 20:00
5 / 9 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 8 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 7 (木)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 6 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 5 (火)	~				
5 / 4 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 3 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	③ 60:00	⑧ = ③ - 40 20:00
5 / 2 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
5 / 1 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 30 (木)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 29 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 28 (火)	~				
4 / 27 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 26 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	④ 60:00	⑨ = ④ - 40 20:00
4 / 25 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 24 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 23 (木)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 22 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 21 (火)	~				
4 / 20 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 19 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	⑤ 20:00	⑩ = ⑤ - 16) 4:00
4 / 18 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
合 計		286:00		①~⑤ 260:00	⑥~⑩ 84:00

労働時間集計表 (4月17日 ~ 3月19日)

(発病前(3)か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
4 / 17 (金)	~			① 40:00	⑥ = ① - 40 0:00
4 / 16 (木)	~				
4 / 15 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 14 (火)	~				
4 / 13 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 12 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 11 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 10 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	② 50:00	⑦ = ② - 40 10:00
4 / 9 (木)	~				
4 / 8 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 7 (火)	~				
4 / 6 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 5 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 4 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
4 / 3 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	③ 40:00	⑧ = ③ - 40 0:00
4 / 2 (木)	~				
4 / 1 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
3 / 31 (火)	~				
3 / 30 (月)	~				
3 / 29 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
3 / 28 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
3 / 27 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	④ 50:00	⑨ = ④ - 40 10:00
3 / 26 (木)	~				
3 / 25 (水)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
3 / 24 (火)	~				
3 / 23 (月)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
3 / 22 (日)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
3 / 21 (土)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00		
3 / 20 (金)	9:30 ~ 20:30	11:00	10:00	⑤ 10:00	⑩ = ⑤ - 8) 2:00
3 / 19 (木)	~				
合 計		209:00		①~⑤ 190:00	⑥~⑩ 22:00

(発病前4か月目以前は省略)

朝倉美南事案にかかると労働時間推計に当たった際の聴取書等の整理表

就業時間	請求人の申述	店長 魚住 景輔	スタイリスト 富田 繁	アシスタント 眞柄 隆	本件における判断
就業時間	労働時間は、9時30分から20時30分まででした。店の営業時間は、10時から20時まででした。火曜日が休みで、他に休日が休んでいました。週2日以外に、月2日と他に各人の希望を勘案して月2日の指定休みがあり、月ごとにシフトで決まっています。	労働時間は、9時30分から20時30分まででした。店は、10時から20時までが営業時間でした。火曜日が店の休日です。休日で月2日以外に各人ごとの指定の曜日と他に各人の希望を勘案して月2日の指定休みがあり、月ごとにシフトで決まっています。	営業時間は、10時から20時までで、労働時間は、9時30分から20時30分までです。火曜日が店休日です。他に週1日の休日と月2日指定した日が休日で、月に2日の指定休みがあります。	労働時間は、9時30分から20時30分までで、店の営業時間は、10時から20時30分までです。火曜日が店休日です。他に週1日の休日と月2日指定した日が休日で、月に2日の指定休みがあります。	所定労働時間は、9時30分から20時30分と判断する。請求人のタイムカードによると、始業時の打刻時刻は、9時15分以降の打刻がほとんどであり、請求人及び事業場関係者の申述から、9時30分が始業時刻であると判断する。
労働時間把握方法	労働時間はタイムカードで管理していました。出勤した時と退店する時に打刻していました。店には、練習を終えて店を出る際にタイムカードを打刻していました。	労働時間の管理にはタイムカードを採用していましたが、それぞれ出勤した時と帰る時にタイムカードを打刻していませんでした。タイムカードは、バックヤードに置いていました。顧客の予約は予約表により把握していましたが、スタイリスト毎に日ごとの予約状況をタイムテーブルに記載してました。スタイリストは、自分が担当する顧客の施術を行っていました。アシスタントについては、特定の顧客を受け付けています。	勤怠管理はタイムカードで行っていました。予約表は勤怠管理に使っていたものではありませんが、スケジュールの誰がどの顧客の予約を担当したかが記録されています。	タイムカードを打刻していませんでした。	休憩は、1時間と判断する。請求人及び事業場関係者は、所定の1時間休憩以外にも顧客がいない時間帯等の空いた時間に休憩していたと申述しているが、現に顧客が来店した場合は業務が中断してしまえばならないものであり、労働から離れることを保障されてきたと評価できるものではなかったため、空いた時間の休憩は労働時間（手待時間）と判断した。店の営業時間は、20時までであるが、予約表を確認すると、カットの顧客は19時まで、カラーの顧客は18時まで、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。
出勤時刻	朝9時30分までに出動し、すぐに開店の準備を始めました。カナルやクロスをたたき、カットに使うスプレーを入れた。シャワーや台やトイレ等の掃除を全員で行っていました。その後、朝礼を行いました。	朝倉さんは9時の分過ぎに出動して、手分けして他の席の片付け等を平行して行っていました。20時30分には業務を終えていました。	私は、大体勤務開始時間の15分前位に美容室に着くように通っていました。朝倉さんは、私のすぐ後に出勤してくることも多かった印象です。10時に店を開ける前に朝礼や掃除をしていました。	私は、大体勤務開始時間の15分前位に美容室に着くように通っていました。朝倉さんは、私のすぐ後に出勤してくることも多かった印象です。10時に店を開ける前に朝礼や掃除をしていました。	請求人は、練習終了後に練習を始めていたと申述している。この点、請求人のタイムカードを確認すると、月の出勤日の約半分程度が2時以降に退店している記録になっている。
退店時刻	休店時間は、1時間です。毎日何時から何時までと決まった時間に休むことができず、お客さんが帰ると、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。	休店時間は、1時間と決めていた。お客さんが帰ると、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。	休店時間は、1時間と決めていた。お客さんが帰ると、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。	休店時間は、1時間と決めていた。お客さんが帰ると、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。	練習時間の実態については、事業場関係者に聴取したところ、使用者から練習を行うことを義務付けられているものではなく、実施の判断はアシスタントに委ねられており、練習を行うことを実質的に強制されるより、余儀なくされたりしているより、練習は確認された。したがって、20時30分以降の練習時間は労働時間には該当しないことと判断する。
休憩	休店時間は、1時間です。毎日何時から何時までと決まった時間に休むことができず、お客さんが帰ると、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。	休店時間は、1時間と決めていた。お客さんが帰ると、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。	休店時間は、1時間と決めていた。お客さんが帰ると、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。	休店時間は、1時間と決めていた。お客さんが帰ると、お金の集計を最後に業務が完了する旨の集計を完了している。20時30分は練習が行ったことである。私は、その後練習を行うことが多かった。	練習時間の実態については、事業場関係者に聴取したところ、使用者から練習を行うことを義務付けられているものではなく、実施の判断はアシスタントに委ねられており、練習を行うことを実質的に強制されるより、余儀なくされたりしているより、練習は確認された。したがって、20時30分以降の練習時間は労働時間には該当しないことと判断する。
練習	練習は、2時間程度練習をしていました。自分の技術を磨くもので、シャワーやカラーの練習をしていました。自分がやりたくない時はやらぬと断ることもできました。その他に、カットの練習台になってくれる人を探したため、街で声をかけてモデルハンターすることもありました。	練習は、2時間程度練習をしていました。自分の技術を磨くもので、シャワーやカラーの練習をしていました。自分がやりたくない時はやらぬと断ることもできました。その他に、カットの練習台になってくれる人を探したため、街で声をかけてモデルハンターすることもありました。	練習は、2時間程度練習をしていました。自分の技術を磨くもので、シャワーやカラーの練習をしていました。自分がやりたくない時はやらぬと断ることもできました。その他に、カットの練習台になってくれる人を探したため、街で声をかけてモデルハンターすることもありました。	練習は、2時間程度練習をしていました。自分の技術を磨くもので、シャワーやカラーの練習をしていました。自分がやりたくない時はやらぬと断ることもできました。その他に、カットの練習台になってくれる人を探したため、街で声をかけてモデルハンターすることもありました。	練習時間の実態については、事業場関係者に聴取したところ、使用者から練習を行うことを義務付けられているものではなく、実施の判断はアシスタントに委ねられており、練習を行うことを実質的に強制されるより、余儀なくされたりしているより、練習は確認された。したがって、20時30分以降の練習時間は労働時間には該当しないことと判断する。